

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 行 政 局
書 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ペー
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (水産経営課)	9
告 示	
○農地法第41条第1項の規定に基づく所有者等を確認できない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請…………… (農地調整課)	9
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	10
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	10
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	10
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除…………… (維持管理防災課)	11
○都市計画事業の事業計画の変更の認可…………… (都市環境課)	11
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (調達課)	11
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	12
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	14
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (6件)……………	14
道警察方面本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	16

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年1月13日
北海道知事 鈴木直道

北海道規則第2号
北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
北海道漁業近代化資金利子補給規則 (昭和44年北海道規則第93号) の一部を次のように改

正する。
第2条第2項の表中「年0.55パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、令和4年11月18日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第17号

農地法 (昭和27年法律第229号) 第41条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から所有者等を確認できない農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年1月13日

北海道知事 鈴木直道

- 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積並びに所有者等の住所及び氏名
所在及び地番地目面積 (㎡) 所有者等の住所及び氏名
勇払郡むかわ町豊城480 田 9,145 勇払郡むかわ町豊城202番地3
勇払郡むかわ町豊城482 田 13,613 粒来 トラノ
勇払郡むかわ町豊城486-1 田 2,592
- 申請に係る農地の利用の現況
農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」である。
- 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
中間管理事業を活用し、担い手に貸付けを行う。
- 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
(1) 希望する利用権の始期
令和5年4月1日
(2) 存続期間
5年
(3) 借賃に相当する補償金の額
1,495,000円
- 意見書の提出
申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年1月27日

(2) 提出先

北海道農政部農業経営局農地調整課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

北海道告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和5年1月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年1月13日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
鶴城	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
茶志内東2 同		同

北海道告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和5年1月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 北斗市寝郎60の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年1月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 二海郡八雲町わらび野409（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由 鉄道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年1月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除に係る保安林の所在場所 山越郡長万部町字豊津270（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由 鉄道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57

号) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年1月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南茅部尾札部4 (Ⅱ-2-86-869)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市尾札部町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
美瑛白金温泉1 (Ⅰ-4-49-2192)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡美瑛町字白金(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第23号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項及び第9条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和5年1月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南茅部尾札部4 (Ⅱ-2-86-869)
- 2 解除に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市尾札部町(次の図のとおり)
- 3 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

4 当該自然現象により建築物に作用すると想定されていた衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第24号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和5年1月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・3・31号南1条通)
- (3) 事業施行期間 平成26年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 変更なし
- 2(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・4・15号福住・桑園通)
- (3) 事業施行期間 平成12年8月25日から令和10年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 変更なし
- 3(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・3・7号西7丁目通)
- (3) 事業施行期間 平成12年8月25日から令和7年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 変更なし

北海道告示第25号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和5年1月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
重油(1リットル当たりの単価) 880,000リットル
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
(4) 納入場所 北海道立衛生研究所（札幌市北区北19条西12丁目）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年1月13日（金）から同年2月21日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局会計管理室調達課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計管理室調達課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室A（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室調達課）

- (2) 入札日時 令和5年3月7日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月6日（月）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局会計管理室調達課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc5.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電話番号 011-204-5076

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Fuel oil (JISK2205 class 1, No.1) Approximately 880,000 liters
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 7, 2023
(If mailed, bids must arrive no later than March 6, 2023)
C Contact : Procurement Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年1月13日

北海道渡島総合振興局長 田 中 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

保健行政室：1台及び1月当たり 41,000枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格（資格の種類別に区分した分類29（賃貸借 複写機）に該当する者に限る。）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年1月13日（金）から同年2月15日（水）まで（日曜

日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

なお、電子メール（アドレス：oshima.somu20@pref.hokkaido.lg.jp）により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式はPDF、Word又はExcelとすること。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）

(2) 入札日時 令和5年3月2日（木）午後3時（送付による場合は、同年2月28日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名称及び数量 複写機 1台

イ 予定時期 令和5年1月頃

(2)ア 名称及び数量 複写機の賃貸借 2台

イ 予定時期 令和5年1月頃

(1)及び(2)について入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ (https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/juhin_nyusatu.html)
においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書に記載の入札総価額（1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額）が最低であるものを落札者とする。

なお、再度の入札に付して落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることとし、次の者から見積書を徴する。

(1) 全ての入札金額（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）が最低の価格（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）である入札者がいる場合、当該入札者から見積書を徴する。

(2) 全ての入札金額（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）が最低の価格（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）である入札者がいない場合、入札総価額が最低である入札者から見積書を徴する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 1 set
B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., March 2, 2023
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 28, 2023)
C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido

Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

北海道十勝総合振興局告示第1001号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年1月13日

北海道十勝総合振興局長 芳賀 是則

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

モノクロ複合機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達台数及び調達予定数量

1台及び1台1月当たり 35,800枚

2 落札を決定した日

令和4年12月27日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 コニカミノルタジャパン株式会社
(2) 住 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号

4 落札金額

- (1) 基本料金（1月当たり） 9,000円
(2) 複写料金（1枚当たり） 1円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和4年12月2日付け北海道十勝総合振興局告示第1022号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年1月13日

北海道教育庁空知教育局長 山口 利之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
道立学校教務用パーソナルコンピュータ 一式 22台分
- 2 落札を決定した日
令和4年12月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 大丸株式会社
(2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額
968,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和4年11月11日付け北海道教育庁空知教育局告示第80号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年1月13日

北海道教育庁空知教育局長 山口利之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
道立学校教務用パーソナルコンピュータ 一式 18台分
- 2 落札を決定した日
令和4年12月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 有限会社共立電子
(2) 住所 岩見沢市7条西20丁目1番地12
- 4 落札金額
1,694,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和4年11月18日付け北海道教育庁空知教育局告示第84号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年1月13日

北海道教育庁空知教育局長 山口利之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
道立学校校務用パーソナルコンピュータ 一式 19台分
- 2 落札を決定した日
令和4年12月22日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 大丸株式会社
(2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額
2,834,150円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和4年11月25日付け北海道教育庁空知教育局告示第85号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁上川教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年1月13日

北海道教育庁上川教育局長 岸本亮

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
校務用パーソナルコンピュータ 一式 44台分
- 2 落札を決定した日
令和4年12月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社サイトー
(2) 住所 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号

- 4 落札金額
7,308,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和4年11月22日付け北海道教育庁上川教育局告示第59号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁オホーツク教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年1月13日

北海道教育庁オホーツク教育局長 野上義秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ（北見地区） 一式 4台分
- 2 落札を決定した日
令和4年12月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社小柳中央堂
 - (2) 住所 北見市卸町1丁目5番地1
- 4 落札金額
660,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和4年10月28日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第36号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道教育庁オホーツク教育局告示第2号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年1月13日

北海道教育庁オホーツク教育局長 野上義秀

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) パーソナルコンピュータ（北見地区） 一式 28台分
 - (2) パーソナルコンピュータ（紋別地区） 一式 13台分
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和4年12月9日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1)ア 氏名 株式会社小柳中央堂
イ 住所 北見市卸町1丁目5番地1
 - (2)ア 氏名 北日本事務機株式会社
イ 住所 北見市光西町167番地48
- 4 随意契約に係る契約金額
 - (1) 4,529,250円
 - (2) 2,104,960円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道警察方面本部告示

北海道警察旭川方面本部告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年1月13日

北海道警察旭川方面本部長 蒔苗敏之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 自動車用ガソリン（JIS1号）（1リットル当たりの単価）	58,200リットル
イ 自動車用ガソリン（JIS2号）（1リットル当たりの単価）	98,700リットル
ウ 軽油（JIS特1号、1号、2号、3号及び特3号）（1リットル当たりの単価）	16,900リットル

エ ガソリンエンジン用オイル（API SN級）（1リットル当たりの単価）

1,160リットル

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 納入場所 給油票又は給油カードを提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。

(6) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品を供給することができること。

(7) 次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で給油（代行給油を含む。危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

名 称	所 在 地	範 囲
旭川方面本部総合庁舎	旭川市1条通25丁目487番地6	半径5km以内
旭川方面本部旭川運転免許試験場庁舎	旭川市近文町17丁目2699番地5	半径5km以内
旭川方面本部住吉庁舎	旭川市住吉7条1丁目3番1号	半径5km以内
旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊庁舎	旭川市字近文7線南1号5766番地4	半径5km以内
旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊上川分駐所	上川郡上川町字菊水175番地4	半径5km以内
旭川方面旭川中央警察署庁舎	旭川市6条通10丁目2231番地1	半径5km以内

(8) 旭川市内の警察署を除く北海道警察旭川方面本部の管轄する各警察署管内（離島を除く。）、札幌市中央区、函館市、釧路市、北見市内で給油（代行給油を含む。セルフ給油所における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

(9) 旭川市内で日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に給油（代行給油を含む。セルフ給油所における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(9)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年1月13日（金）から同年2月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6
北海道警察旭川方面本部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察旭川方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部総合庁舎3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課）

(2) 入札日時 令和5年3月10日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月9日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察旭川方面本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/asahikawahonbu/>）においてダウンロードすることができる。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6
(3) 電 話 番 号 0166-35-0110 内線 2234
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : a unit price per liter :
- a Gasoline for automobiles (JIS 1) 58,200 liters
b Gasoline for automobiles (JIS 2) 98,700 liters
c Light (Diesel) oil (JIS Special 1, 1, 2, 3, and Special 3) 16,900 liters
d Oil for gasoline engines (API SN class) 1,160 liters
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 10, 2023
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 9, 2023)
- C Contact : Finance Division, Hokkaido Asahikawa Area Police Headquarters, Ichijodori 25-chome 487-6, Asahikawa, Hokkaido 078-8511 Japan
Phone : 0166-35-0110 Extension 2234
-